



豊総職第 464 号
令和 5 年（2023 年）10 月 4 日

豊中市労働組合連合会
執行委員長 石田 信子 様

豊中市長 長内 繁樹



給与制度に関する事項について（申入れ）

日頃より市政の運営にご協力をいただき感謝いたします。

さて、さる 8 月 7 日に令和 5 年人事院勧告が行われました。公務と民間の給与比較の結果、月例給、特別給のいずれも民間が公務を上回ったため、それらを引き上げること等をその内容としています。

人事院勧告については、公務員の労働基本権を制限する代償として、第三者機関として人事院が設置され、これによる勧告を基本とするものの労使確認のもとに、給与に関わる協議を進めてきた経過があります。

職員の勤務労働条件につきましては、これまでも「労使協議」を基本に対応してきましたが、今回につきましても下記事項の協議を申し入れるとともに、早期の解決に向けてご理解とご協力を要請いたします。

記

1. 給与制度の見直しについて

以上

給与制度の見直しについて（案）

1 給与制度の見直しについて

① 若年層に重点を置いて給料表の引上げ改定

改定率 平均 1.1%

（初任給を 9,500 円（大卒）、11,000 円（短大卒）、12,000 円（高卒）引上げ）

② 期末・勤勉手当の引上げ

常勤職員・任期付職員 : 4.40 月分 → 4.50 月分

（期末・勤勉手当ともにプラス 0.025 月）

再任用職員（暫定・定年前） : 2.30 月分 → 2.35 月分

（期末・勤勉手当ともにプラス 0.0125 月）

特定任期付職員 : 3.30 月分 → 3.40 月分

（期末手当をプラス 0.05 月）

【改定の実施時期】 令和 5 年 4 月 1 日（②については、条例の公布日）

2 スケジュール

令和 5 年 12 月議会へ上程予定